

東京法学院大学と教科書

一九〇三（明治三十六）年八月、半年前に公布された専門学校令を踏まえて、東京法学院は東京法学院大学と改称した。

東京法学院大学時代は二年間ときわめて短期間であったが、普通学（一般教養）修得の体系整備と、各種国家試験の受験準備の組織化という意味で、本学の転換点に位置するといえよう。

もともと、普通学の必要性は以前から認識されており、一八九七年には法学院学生のために普通学講習を目的として兼修科を設置していた。この兼修科では、在学生のために中等教育段階において修得すべき『文章軌範』や『唐宋八家文』ほかの漢文書籍、あるいはロングマンの英文法書やシチズン・リーダー、パーラー『万国史』、カッケンボス『小米国史』、あるいはアービング『スケッチブック』等の英書が教科書として使用されていた。これらは明治初年以來の伝統的なテキストであり、

者を上回り、その比重を高めていた。

そして、これに修身、歴史、地理、法学通論、論理学、簿記といった科目が加わり、予備教育機関としての予科の位置づけに見合った課程が組まれたのだった。

外国語の比重の高まりは、外交官や判検事、弁護士試験の受験準備のために英語・独語専修科を設置したことにもうかがわれる。ここでは、たとえば独語の向軍治講師の場合、イエーリングの「権利競争論」（「権利のための闘争」）を教科書とし、まず訳読してその意味を理解させ、次いで原文にあたりながらその文法を逐一講義す

ごく一般的なものである。

こうした普通学の講習を、専門知識習得の予備教育機関として「予科」というかたちに集約したのが東京法学院大学の組織であった。したがって、一面では東京法学院時代に培われてきた「普通学」教育のあり方を大きく変えるものではなかった。

しかし、他面では東京外国語学校長の高楠順次郎に、講師だけでなく教科書選定も全面的に任せると、新設の予科では新しい方向が探られていた。そのことは、授業時間数に端的に表れている。

東京法学院兼修科の場合、その課程表には授業時間数は明示されていないが、修得すべき漢学書籍と英語書籍の数では後者が若干上回る程度であった。それが東京法学院大学予科では、外国語および国語・漢文と変わり、その時間数は外国語が毎週一八時間ないし一二時間に対し、国語・漢文は毎週六時間とされ、圧倒的に前者が後

るといった方法だったという。反対に、教科書を全く使わず独語会話で教授する新方式をとった福岡博講師のような場合もあった。

大学本科の場合、従前は増島六一郎を出版人とするメイン『沿革法理』やポロック『私犯法』といった英吉利法律学校および東京法学院の初期に翻刻されたテキストブック類を主な教科書としていたが、学制改革による科目編制では国内法を中心とするようになり、英法は著しく比重を落とし、教科書もたとえば奥田義人『法学通論』や松本丞治『商法原論』（いずれも東京法学院大学発行）といったものに移行していった。

また東京法学院大学の発行にかかる法律書籍も、高橋作衛『国際法理先例論』や松原一雄『最近国際公法原論』といった実務あるいは受験者向けのものに変わっていったのだった。

こうして専門学校令にもとづく東京法学院大学は、国内法に重点を置いた専門知識習得を中心に予備教育と受験準備の体系を整え、これに対応して教科書や出版の傾向も変えていったのである。

東京法学院大学入学試験
 本月十三日 水戸市
 午前九時より 治氏事務所にて
 本大学専門特別科生入学試験舉行候に付
 學志望の向は前日迄に全所へ申出らるべし
 試験科目は假名交り作文漢文白文訓點及算
 術（比例迄）の三科目とす
 東京市神田區錦町
 一月 東京法学院大学

地方紙「いはらぎ」掲載の入学試験広告